



遠近新聞  
第十五號

定價一畧



西垣文庫  
文庫10  
7265  
13



特 文庫10  
7265  
13



遠近新聞第十五号

慶應四年五月十二日

佛蘭西新聞より抄出

ナールブルク国より来状の畧解

爰は意太利國は於て一騒動の起るべき風説あり、若し其風説の如くするらん、其意太利全國再び分裂し、當時意太利の同盟も復た破れん、或曰其騒動の成果ハブルボン家のフランソア第二世又ハフランス、今ラールの意太利の南部を領し、羅馬法皇ハ其中部を領し、ピエモン、アグランダハ其北部を領して、新の同盟

遠近新聞

第十五号

七十五



5724

列国を建ることあるべしと又或曰往時佛蘭西国を  
メロヴァンヂアンとのける王族の子孫とカルロヴ  
アンヂアンとのける王族の子孫とに分ちける如く  
よ今の意大利国をヴヒクトル。エムマヌエルの子孫  
よ分つてあるべし然らばフランス。ヒュンベルの北  
意大利を領し其弟アメデハ南意大利とし、リートを  
兼領し而して羅馬法皇の中意大利を領せよとの  
ふ

鈴木唯一訳

○ 近頃深川の仙臺藏屋舗の者より書附を以て今度藏

修覆いし積り且つ此節柄の儀よ舟何時事変こ  
と何れも測り難く右よ舟是迄預り置け米穀ハ早速  
取戻しよは舟受取のヤ若し延引いし内更変相  
起りゆても此方構ひ不中音觸出し家中の者の横濱  
より乗船し国元へ帰り由

本文よ預り置け米穀とりよの仙臺国元より運送  
の米穀を商人よ賣ゆても商人直よ品物を受取ら  
せ之を藏屋舗に預け置き書附を以て取引の事  
故あり

○ 於上方大垣へ由沙汰の写

戸田采女正

其方家来在坂中當正月三日後不容易時態立到り  
以砌奉對朝廷如何之儀有之入京正止以処其方在  
国中より早速取組一歎願以徳川口口上洛より俄  
に供中舟登り途中戦鬪の支起り驚入り淀表に  
差扣へ在在処終に五日朝に至り餘るるに場合よ  
る先手の者一小戦に及び以敢奉忍入以右に全く家  
来共の不束より於其方の素より朝廷へ無二之忠  
勤を尽し可中心底に有之謝罪の道お立ち帰順の儀  
中出以舟格外の思召を以て之に聞召届随勿東

征先鋒を仰舟奮勵戦鬪仕り其実効お顕也以上ハ  
其功勞より前罪は宥免可お成以旨兼勿御沙汰  
の趣も有之以外其他段々御用お勤め殊更去る三月  
九日於武州深田驛一戦致し彼是実効お立以勿論最  
前出先家来共不束より乍中兼て大義順逆を不  
次第其方全く家来共らの示方不行届にお當り外に  
舟屹度御咎も可也仰舟の処格別寛大の御仁惠  
を以て免以条弥々以て国論一定精々可勵忠勤様  
御沙汰の事  
但し官軍に對し奉り戦争のくくは家来共所置の

儀本文御寛大の旨趣に準じ隊長以上重立の  
死一等を減し永禁錮の中付其餘ハ刑法ニ処  
す不及び尤取扱きお減以上姓名役名とも太政  
官代刑法事務局に可届出の事  
附り右の面々所持の銃砲取り揚げ置有之の  
御取揚げに仰舟の条太政官代軍防事務局へ可  
差出の事

四月

越後三国峠辺り戦争これより由

○英国の都倫敦在留の友人よりの来状抄写

本朝の支件兼り及び警入の右より去る二月二十七  
日取締兩名中村敬捕帰国を願ひ帰国致し度や残り  
居ゆやと人々の存寄尋ね座の中より此事件を不承  
前より歸り度心得の者も有之皆々速に帰国仕度旨  
答へし処如何の訳りや帰国の沙汰頓にお止し又々  
在留の事とお定り

辰三月廿七日夜認

○ 當月上旬頃大久保駿河守官軍の隊長となり八王子

切りにて戦ひの由

○高田より来りし人の話

先月廿八九日頃加州人数并同分家人数高田より到り此藩に兼て勤王の由承り居りて就て早速出兵すべし若しは出兵するにざれば名のとよしと実効ありと云ふ者多りと搦合ひしに高田より兵を出し加州等の人数と共に柏原に到る柏原の松平越中守領分より會津其外の脱走兵も屯集致し居りて故程に戦争に及びし由

○信州松本よりの報告

先月中頃尾州表より會津討手の兵日々五六十人づゝ越後路に向ひ通行せしり

○喻言二則

昔一蛙あり野に居る牛を見て其体の巨大なるを羨と其身の皮を引延し我身の其牛よりも大なるやと外の蛙は問ひし否と答へければ亦も力をつくして皮を引延し孰れ我より大なる者あるん哉と問ひしに又外の蛙は笑ひし汝よりも牛の幾倍も大ききと答へけり其時件の蛙は怒りて堪へず今も一生掛命を皮を引延さんとせし其身は裂けて死

しつりけり

或る犬牧士は向ひ汝の部屋の中一ヶ所を借り受け  
 此所にて子を生む之を養育しつと願ひたりは牧  
 士の何心なく之をゆるしつと借此犬の歳月を經る  
 は随つゝ外の犬をも味方と引入を牧士の部屋を我  
 物とるしつりけり世より如此のたぬしつと多かり

弥堅外史記

